

平成22年3月25日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

| | |
|-------------------|---|
| 監査委員公告 | |
| ○監査結果の公表(7) | 1 |

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成22年3月25日

| | |
|---------|---------|
| 秋田県監査委員 | 鶴 田 有 司 |
| 秋田県監査委員 | 樽 川 隆 |
| 秋田県監査委員 | 大 和 顯 治 |
| 秋田県監査委員 | 阿 部 博 昭 |

以下、行政監査結果報告書全文記載

平成21年度

行政監査結果報告書

「法令等に基づき県が行う指導監査の実施状況について」

平成22年3月

秋田県監査委員

目 次

| | | |
|------------|----------------------------------|------------|
| 第 1 | 行政監査の概要 | 1 |
| 1 | 行政監査の趣旨及び監査テーマ | 1 |
| 2 | 行政監査テーマの選定理由及び目的 | 1 |
| 3 | 行政監査の主な着眼点 | 1 |
| 4 | 行政監査の実施方法及び実施時期 | 1 |
| | | |
| 第 2 | 行政監査の結果と意見等 | 2 |
| 1 | 対象事務調査結果の概要 | 2 |
| 2 | 関係課所調査対象の選定 | 3 |
| 3 | 行政監査の結果と意見 | 3 |
| | | |
| 第 3 | 要望事項 | 2 0 |
| 1 | 指導監査の実施要綱等の策定及び実施計画の作成について | 2 0 |
| 2 | 指導監査の結果の公表について | 2 0 |
| 3 | 指導監査の効率性及び実効性の確保について | 2 0 |
| | | |
| 第 4 | 課所別改善事項・検討事項一覧 | 2 1 |

第1 行政監査の概要

1 行政監査の趣旨及び監査テーマ

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務が法令、条例等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性が確保されているかなどについて実施するものである。

本県では、定期監査の結果等を踏まえて行政監査テーマを選定しており、平成21年度は「法令等に基づき県が行う指導監査の実施状況について」をテーマとした。

2 行政監査テーマの選定理由及び目的

県は、法令等に基づいて、多岐にわたる分野の指導監査、検査、確認（以下、「指導監査」という。）を行っているが、社会状況の変化に伴い、福祉・環境分野を中心に指導監査の対象件数は増加傾向にある。

一方で、県が指導監督する団体においての不適切な事務処理や、指導監査の事務処理の遅れが指摘されるなど、県が行う指導監査の実効性を高めることが求められている。

今回の行政監査においては、これらの指導監査が効率的かつ有効に行われているかを監査し、指導監査の的確な執行に資することを目的とする。

3 行政監査の主な着眼点

行政監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 指導監査に係る実施要綱等の整備状況は適切か。
- (2) 指導監査に係る実施計画は作成されているか。
- (3) 指導監査の執行体制は適切か。
- (4) 指導監査の執行内容は適切か。
- (5) 指導監査の結果に対する措置状況等の確認は適切か。

4 行政監査の実施方法及び実施時期

(1) 実施方法

① 予備監査

ア 対象事務調査

対象事務調査は、県が法令等に基づき行っている指導監査の執行状況の実態を把握するため、知事部局及び教育庁の全課所に対して、平成18年度から20年度に行った指導監査について対象事務調査票により報告を求める方法で実施した。

なお、監査委員が定期監査、財政的援助団体等監査を実施する補助事業に係る工事検査等は調査対象としていない。

イ 関係課所調査

関係課所調査は、監査委員事務局職員が関係者の説明を求めるとともに、指導監査に係る関係書類を調査、確認する方法で実施した。

② 監 査

監査は、関係課所から事前に提出された行政監査資料等に基づいて、関係課所長から監査委員が説明を求める方法で実施した。

(2) 実施時期

① 予備監査

ア 対象事務調査

平成21年10月1日から16日まで実施した。

イ 関係課所調査

平成21年11月25日から12月17日まで実施した。

② 監 査

平成22年1月20日及び21日に実施した。

第2 行政監査の結果と意見等

1 対象事務調査結果の概要

対象事務調査によると、平成18年度から平成20年度の3カ年において、法令等に基づいて知事部局及び教育庁が行った指導監査は、80の課所で、105の事務について行われていた。

指導監査の実施件数は、平成18年度25, 535件、平成19年度25, 638件、平成20年度27, 593件であった。

指導監査対象事務の部局別内訳は、次のとおりである。

| 部局名 | 事務数 |
|---------|-----|
| 全部局共通 | 1 |
| 総務企画部 | 4 |
| 学術国際部 | 1 |
| 健康福祉部 | 44 |
| 生活環境文化部 | 30 |
| 農林水産部 | 9 |
| 産業経済労働部 | 8 |
| 建設交通部 | 3 |
| 教育庁 | 5 |
| 計 | 105 |

注：全部局共通は、特例民法法人に関する事務である。

2 関係課所調査対象の選定

対象事務調査により報告された法令等に基づいて県が行っている指導監査の中から、

- ・指導監査を定期的に行うことにしているもの
- ・指導監査の対象件数が多いもの
- ・指導監査の結果、指摘事項が多いもの

などを勘案して、平成20年度に行った16の事務を選定し、所管する22課所を対象として、監査を実施した。

なお、各地域振興局など複数の課所で同じ事務を対象に指導監査を行っている場合の対象は2課所とした。

3 行政監査の結果と意見

指導監査を行っている105の事務のうち、実施要綱等を策定していないものは39(37.1%)、実施計画を作成していないものは52(49.5%)、指導監査の結果を公表していないものは90(85.7%)であった。

| 調査項目 | 事務数 | 割合(%) |
|-----------------|-----|-------|
| 実施要綱等の策定状況について | | |
| 策定している | 66 | 62.9 |
| 策定していない | 39 | 37.1 |
| 計 | 105 | 100.0 |
| 実施計画の作成状況について | | |
| 作成している | 53 | 50.5 |
| 作成していない | 52 | 49.5 |
| 計 | 105 | 100.0 |
| 指導監査結果の公表状況について | | |
| 公表している | 15 | 14.3 |
| 公表していない | 90 | 85.7 |
| 計 | 105 | 100.0 |

また、関係課所調査対象に選定した16の事務に係る監査結果と意見は、次の表のとおりである。

注：以下の表において

1. 法令等で定める実施頻度とは、法律、政省令、国からの通知・指導、県条例、実施要綱、実施要領、実施指針等で定めている定期的に行う指導監査の回数をいう。
2. 実施率とは、年度毎の予定件数に占める実施件数の割合で、次の計算式により求めたものである。

$$\text{実施率(％)} = \frac{\text{実施件数}}{\text{予定件数(指導監査の対象件数} \div \text{法令等で定める実施頻度)}} \times 100$$

1 社会福祉法人に関する指導監査

| | | |
|--|---|---|
| (1) 県が実施する指導監査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 社会福祉施設の経営などの社会福祉事業 | |
| 団体・施設等の種別 | 社会福祉法人（保育所のみを運営する法人を除く） | |
| 根拠法令等 | 社会福祉法第56条 | |
| 対象件数 | 101件 | |
| 指導監査の目的 | 利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保、不祥事の未然防止等を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 実施要綱により2年に1回、ただし、優良施設と認めた場合は4年に1回 | |
| 指導監査の担当課所 | 健康福祉部福祉政策課 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | ① 法人運営に関する指導監査1人 ② 施設の指導監査と同時に行う場合は、施設の指導監査担当職員3人が同行 |
| | 研修等 | 社会福祉研修（都道府県等行政職員研修）を受講 |
| 執行内容 | 実施件数 | 46件 |
| | 実施率 | 91.1% |
| | 結果通知 | 指導監査終了後、3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 |
| 指導監査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は87件で、すべて措置を確認している。 | |
| その他 | 指摘事項の是正改善状況を把握して、問題点に応じた重点的かつ継続的な指導を行うため、指導改善状況管理台帳を作成し、管理している。 | |
| (3) 意見 | | |
| <p>① 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とする必要がある。</p> <p>② 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行う必要がある。</p> <p>③ 指導監査を担当する人員について、法人運営についての指導監査を1人で行っているが、指導監査は複数で行うことが望ましいことから、指導監査の執行体制について検討する必要がある。</p> | | |

2 介護保険に関する指導監査

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| (1) 県が実施する指導監査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 要介護高齢者への介護や機能訓練、看護等 | |
| 団体・施設等の種別 | 介護保険事業所 | |
| 根拠法令等 | 介護保険法 第24条第1項、第76条第1項、第83条第1項、 第90条第1項、第100条第1項、第112条第1項、 第115条の6第1項 | |
| 対象件数 | 1,534件 内訳 施設サービス 143件 居宅サービス等 1,391件 | |
| 指導監査の目的 | 介護給付等サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 指導要綱に基づく要領により、 ①施設サービス 2年に1回以上 ②居宅サービス等 6年(有効期間中)に1回以上 | |
| 指導監査の担当課所 | 健康福祉部福祉政策課 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱 秋田県介護保険施設等指導要綱 秋田県介護保険施設等監査要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | ①施設サービス 3人 ②居宅サービス等 2人 |
| | 研修等 | 国の介護保険指導監督中堅職員研修を受講 |
| 執行内容 | 実施件数 | ①施設サービス 20件 ②居宅サービス等 59件 |
| | 実施率 | ①施設サービス 28.0% ②居宅サービス等 25.4% |
| | 結果通知 | 指導監査終了後、3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 |
| 実地指導結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は906件で、すべて措置を確認している。 | |
| その他 | 国が推進している医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムにおいて、平成20年度からの5年間で営利法人が運営するすべての事業所を監査対象とすることとされており、平成20年度は194件の随時の監査を行っている。 | |
| (3) 意見 | | |
| ① 指導監査の実施頻度について、要綱等で定める実施周期を満たしていないので、要綱等に基づいた頻度とする必要がある。 | | |
| ② 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討する必要がある。 | | |

3 障害福祉に関する指導監査

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| (1) 県が実施する指導監査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 障害者への生活の介護、自立のための訓練、就労のための支援等 | |
| 団体・施設等の種別 | 障害福祉施設 | |
| 根拠法令等 | 障害者自立支援法第48条 児童福祉法第24条の15 | |
| 対象件数 | 63件 | |
| 指導監査の目的 | 利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保、不祥事の未然防止等を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 実施要綱により2年に1回、ただし、優良施設と認めた場合は4年に1回 | |
| 指導監査の担当課所 | 健康福祉部福祉政策課 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 3人 |
| | 研修等 | 社会福祉研修（都道府県等行政職員研修）を受講 |
| 執行内容 | 実施件数 | 15件 |
| | 実施率 | 47.6% |
| | 結果通知 | 指導監査終了後、3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 |
| 指導監査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は46件で、すべて措置を確認している。 | |
| その他 | 指摘事項の是正改善状況を把握して、問題点に応じた重点的かつ継続的な指導を行うため、指導改善状況管理台帳を作成し、管理している。 | |
| (3) 意見 | | |
| <p>① 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とする必要がある。</p> <p>② 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行う必要がある。</p> | | |

4 老人福祉に関する指導監査

| | | |
|---|---|---|
| (1) 県が実施する指導監査の対象 | | |
| 業務の概要 | 高齢者への無料又は低額な料金による住居等の提供 | |
| 団体・施設等の種別 | 軽費老人ホーム(介護保険施設等に併設されているもの) | |
| 根拠法令等 | 社会福祉法第70条 | |
| 対象件数 | 27件 | |
| 指導監査の目的 | 利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保、不祥事の未然防止等を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 実施要綱により2年に1回、ただし、優良施設と認めた場合は4年に1回 | |
| 指導監査の担当課所 | 健康福祉部長寿社会課 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 介護保険施設等の指導監査と同時に行っており、介護保険施設等の指導監査担当職員3人と合わせて4人 |
| | 研修等 | なし |
| 執行内容 | 実施件数 | 4件 |
| | 実施率 | 29.6% |
| | 結果通知 | 指導監査終了後、6ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 |
| | その他 | 指導監査の進行管理を担当者のみで行っている。 |
| 指導監査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は4件で、軽微なものであり、次回の指導監査時に措置状況を確認することになっている。 | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| <p>① 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とする必要がある。</p> <p>② 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後6ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行う必要がある。</p> | | |

5 廃棄物処理に関する検査

| (1) 県が実施する検査の対象 | | | |
|--|---|--|------------------|
| 対象業務の概要 | 廃棄物の排出、収集運搬、中間処理、最終処分 | | |
| 団体・施設等の種別 | 廃棄物排出事業者、収集運搬業者、中間処理施設、最終処分場等 | | |
| 根拠法令等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項 | | |
| 対象件数 | 4, 522件 | | |
| 検査の目的 | 廃棄物の収集、運搬、処分等の基準、処理施設における技術上の基準及び維持管理の基準の遵守等、廃棄物の適正処理の推進を図る。 | | |
| 定期・随時の別 | 随時に実施 | | |
| 法令等で定める実施頻度 | なし | | |
| 検査の担当課所 | (各地域振興局福祉環境部で検査を行っている。) 生活環境文化部環境整備課(本庁の所管課) 秋田地域振興局福祉環境部 仙北地域振興局福祉環境部 | | |
| (2) 行政監査の結果 | | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県廃棄物関係監視指導実施要領 | | |
| 実施計画の有・無 | 有り | | |
| 検査の担当課所別状況 | 秋田地域振興局福祉環境部 | 仙北地域振興局福祉環境部 | |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人 | 2人 |
| | 研修等 | 廃棄物・リサイクル専攻別研修を受講 | 廃棄物・リサイクル基礎研修を受講 |
| 執行内容 | 対象件数 | 861件 | 644件 |
| | 実施件数 | 160件 | 163件 |
| | 実施率 | 随時の検査のため、実施率は求めている。 | |
| | 結果通知 | 分析に時間を要し、検査終了後、3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 | |
| その他 | 実施件数を計画のとおりに行っていないものがある。 | | |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は2件で、すべて措置を確認している。 | 指摘事項は2件で、すべて措置を確認している。 | |
| その他 | 分析は委託検査機関に依頼している。 | | |
| (3) 意見 | | | |
| <p>① 実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるため、進行管理の方法について検討する必要がある。 (秋田地域振興局福祉環境部)</p> <p>② 検査結果の通知時期について、検査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるため、要領には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討する必要がある。 (秋田地域振興局福祉環境部、仙北地域振興局福祉環境部)</p> | | | |

6 小規模水道事業に関する検査

| (1) 県が実施する検査の対象 | | | |
|---|------|---|--------------------|
| 対象業務の概要 | | 給水人口30人以上100人以下の水道施設の設置・運営 | |
| 団体・施設等の種別 | | 小規模水道事業者・施設 | |
| 根拠法令等 | | 秋田県小規模水道条例第14条 | |
| 対象件数 | | 136件 | |
| 検査の目的 | | 安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や浄水施設の整備について、理解と協力を得る。 | |
| 定期・随時の別 | | 随時に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | | なし | |
| 検査の担当課所 | | (各地域振興局福祉環境部で検査を行っている。) 生活環境文化部生活衛生課（本庁の所管課） 山本地域振興局福祉環境部 由利地域振興局福祉環境部 | |
| (2) 行政監査の結果 | | | |
| 実施要綱等の整備状況 | | 水道週間監視指導等実施要領 | |
| 実施計画の有・無 | | 有り | |
| 検査の担当課所別状況 | | 山本地域振興局福祉環境部 | 由利地域振興局福祉環境部 |
| 執行体制 | 実施人員 | 1人（市・町職員が同行） | 2人 |
| | 研修等 | なし | 水道技術者ブロック別研修を受講 |
| 執行内容 | 対象件数 | 49件 | 9件 |
| | 実施件数 | 47件 | 1件 |
| | 実施率 | 随時の検査のため、実施率は求めている。 | |
| | 結果通知 | 検査実施当日に通知している。 | 指摘事項がないため、通知していない。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | | 指摘事項は10件で、6件は措置を確認しているが、1施設4件については措置報告が無いまま、措置の確認を次回検査時に行うことにしている。 | 指摘事項なし |
| その他 | | | |
| (3) 意見 | | | |
| 措置の確認状況について、措置報告が無いまま、次回の検査時に確認することになっているものがあるので、確認方法について検討する必要がある。 (山本地域振興局福祉環境部) | | | |

7 農業協同組合に関する検査

| | | |
|---|---|-------------------------------|
| (1) 県が実施する検査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 組合員の経済的、社会的地位を高め、地域の農業生産の振興を図るため協同して行う事業 | |
| 団体・施設等の種別 | 農業協同組合 | |
| 根拠法令等 | 農業協同組合法第94条 | |
| 対象件数 | 16件 | |
| 検査の目的 | 合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営及び健全な発達の促進に資する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 法により、年1回を常例 | |
| 検査の担当課所 | 農林水産部農林政策課団体指導室 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県農業協同組合等検査要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 7人 |
| | 研修等 | 新任者研修及び中堅者研修を受講 |
| 執行内容 | 実施件数 | 7件 |
| | 実施率 | 43.8% |
| | 結果通知 | 検査終了後、3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は280件で、すべて措置報告を受理しているが、確認は次回検査時に行うことにしている。 なお、措置に一定の期間を要するものについては、定期的に報告を求めることにしている。 | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| <p>① 検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は43.8%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させる必要がある。</p> <p>② 検査結果の通知時期について、検査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討する必要がある。</p> | | |

8 森林組合に関する検査

| | | |
|---|---|---------------------|
| (1) 県が実施する検査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 組合員の経済的、社会的地位を高め、森林の保続培養及び森林生産力増進を図るため協同して行う事業 | |
| 団体・施設等の種別 | 森林組合 | |
| 根拠法令等 | 森林組合法第111条 | |
| 対象件数 | 12件 | |
| 検査の目的 | 合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営及び健全な発達の促進に資する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 法により、年1回を常例 | |
| 検査の担当課所 | 農林水産部農林政策課団体指導室 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県森林組合等検査要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 3人 |
| | 研修等 | 新任者研修及び中堅者研修を受講 |
| 執行内容 | 実施件数 | 5件 |
| | 実施率 | 41.7% |
| | 結果通知 | 検査終了後、3ヶ月以内に通知している。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は85件で、すべて措置報告書は受理しているが、確認は次回検査時に行うことにしている。 | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| 検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は41.7%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させる必要がある。 | | |

9 漁業協同組合に関する検査

| | | |
|---|---|---------------------|
| (1) 県が実施する検査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 組合員の経済的、社会的地位を高め、漁業の生産能力を上げるため協同して行う事業 | |
| 団体・施設等の種別 | 漁業協同組合 | |
| 根拠法令等 | 水産業協同組合法第123条 | |
| 対象件数 | 30件 | |
| 検査の目的 | 合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の事業運営を促進し、水産業の健全な発達の促進に資する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 法により、年1回を常例 | |
| 検査の担当課所 | 農林水産部農林政策課団体指導室 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県水産業協同組合検査要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人 |
| | 研修等 | 新任者研修及び中堅者研修を受講 |
| 執行内容 | 実施件数 | 16件 |
| | 実施率 | 53.3% |
| | 結果通知 | 検査終了後、3ヶ月以内に通知している。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は144件で、すべて措置報告書は受理しているが、確認は次回検査時に行うことにしている。 なお、措置に一定の期間を要するものについては、定期的に報告を求めることにしている。 | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| 検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は53.3%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させる必要がある。 | | |

10 農薬販売に関する検査

| | | |
|------------------|---|--|
| (1) 県が実施する検査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 農薬販売 | |
| 団体・施設等の種別 | 農薬販売店 | |
| 根拠法令等 | 農薬取締法第13条第1項 | |
| 対象件数 | 774件 | |
| 検査の目的 | 農薬の安全かつ適正な使用を図る。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 国の指導により、3年に1回（農薬帳簿の保存期間3年） | |
| 検査の担当課所 | 農林水産部水田総合利用課（本庁の所管課） 農林水産部病虫害防除所 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 農薬取締法に基づく届出・検査等事務処理要領 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人 |
| | 研修等 | ①年度当初に重点事項、実施方法等を所内会議で説明 ②実施前に各販売所の具体的な着眼ポイント及び注意点を周知 |
| 執行内容 | 実施件数 | 252件 |
| | 実施率 | 97.7% |
| | 結果通知 | 検査実施当日に通知している。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は30件で、軽微なものであり、次回検査時に措置状況を確認することになっている。 | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| おおむね適切に行われている。 | | |

11 土地改良に関する検査

| (1) 県が実施する検査の対象 | | | |
|------------------|------|---|---|
| 対象業務の概要 | | 農業用排水施設、農業用道路、その他農用地の改良又は保全 | |
| 団体・施設等の種別 | | 土地改良区（土地改良区連合含む） | |
| 根拠法令等 | | 土地改良法第132条第1項 | |
| 対象件数 | | 126件 | |
| 検査の目的 | | 土地改良区等に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画及び交換分合計画を遵守させるとともに土地改良区等の業務執行及び会計処理を適正にさせ、もって土地改良区等の正常な運営を図る。 | |
| 定期・随時の別 | | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | | 実施要領により、3年に1回 | |
| 検査の担当課所 | | (各地域振興局農林部で検査を行っている) 農林水産部農地整備課（本庁の所管課） 秋田地域振興局農林部 由利地域振興局農林部 | |
| (2) 行政監査の結果 | | | |
| 実施要綱等の整備状況 | | 秋田県土地改良区等検査実施要領 | |
| 実施計画の有・無 | | 有り | |
| 検査の担当課所別状況 | | 秋田地域振興局農林部 | 由利地域振興局農林部 |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人 | 3人 |
| | 研修等 | ①全県管理・換地等担当者研修を実施 ②土地改良区等検査担当職員研修を受講 | |
| 執行内容 | 対象件数 | 33件 | 11件 |
| | 実施件数 | 12件 | 4件 |
| | 実施率 | 109.1% | 109.1% |
| | 結果通知 | 3ヶ月以内に通知している。 | |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | | 指摘事項は54件で、40件は措置を確認しているが、14件は未措置となっており、うち11件は前回から継続された指摘事項である。 | 指摘事項は10件で、7件は措置を確認しているが、3件は未措置となっており、うち1件は前回から継続された指摘事項である。 |
| その他 | | 未措置事項は、ほとんどが措置に多額の費用を要するものであるが、早期の整備に向けて努力するよう指導している。 | 未措置事項は、全て、未収賦課金に関するものであり、未収解消に向けて指導している。 |
| (3) 意見 | | | |
| おおむね適切に行われている。 | | | |

12 貸金業務に関する検査

| | | |
|------------------|---|--|
| (1) 県が実施する検査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介 | |
| 団体・施設等の種別 | 貸金業者（秋田県知事登録） | |
| 根拠法令等 | 貸金業法第24条の6の10第3項、第4項 | |
| 対象件数 | 35件 | |
| 検査の目的 | 貸金業者の法令等の遵守状況及び業務の運営状況等を的確に把握し、もってその業務の適正な運営の確保及び資金需要者の利益の保護に資する。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 検査要領により、3年に1回 | |
| 検査担当課所 | 産業経済労働部産業経済政策課 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県貸金業者検査要領 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人 |
| | 研修等 | 検査対象業者の登録事項・前回検査時の指摘事項・苦情等について、事前に調査・検討を実施 |
| 執行内容 | 実施件数 | 13件 |
| | 実施率 | 111.4% |
| | 結果通知 | 指摘事項がないため、通知していない。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項なし | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| おおむね適切に行われている。 | | |

13 商品量目販売に関する検査

| | | |
|---|---|----------------|
| (1) 県が実施する検査の対象 | | |
| 対象業務の概要 | 食料品等の量目販売 | |
| 団体・施設等の種別 | 県内食料品小売事業所 | |
| 根拠法令等 | 計量法第148条第1項 | |
| 対象件数 | 170件 | |
| 検査の目的 | 食料品を量目で販売している事業所の量目公差内での適正な計量管理を図る。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 実施要領により、3年を超えない周期 | |
| 検査担当課所 | 産業経済労働部計量検定所 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県計量検定所量目立入検査実施要領 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人 |
| | 研修等 | 職場内訓練 |
| 執行内容 | 実施件数 | 21件 |
| | 実施率 | 37.1% |
| | 結果通知 | 検査実施当日に通知している。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は4件で、すべて措置を確認している。 | |
| その他 | 随時に行う検査であるが、実施要領を策定し、実施時期を中元時（7月～8月）及び年末年始時（11月～1月）として、3年を超えない周期で行うことにしている。 | |
| (3) 意見 | | |
| 検査の実施頻度について、要領で定める3年に1回を超えない周期を満たしていないので、要領に基づいた頻度とする必要がある。 | | |

14 建築事業に関する検査

| (1) 県が実施する検査の対象 | | | |
|---|------|---|---------------------|
| 対象業務の概要 | | 建築確認申請の必要な建築物（工作物含む）の建築 | |
| 団体・施設等の種別 | | 建築主・工事施工者等 | |
| 根拠法令等 | | 建築基準法第12条第6項 | |
| 対象件数 | | 特定していない。 | |
| 検査の目的 | | 違反建築の防止及び建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成を図る。 | |
| 定期・随時の別 | | 随時に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | | なし | |
| 検査の担当課所 | | (各地域振興局建設部で検査を実施している。) 建設交通部建築住宅課（本庁の所管課） 秋田地域振興局建設部 仙北地域振興局建設部 | |
| (2) 行政監査の結果 | | | |
| 実施要綱等の整備状況 | | 違反建築物等の取扱要領 秋田県違反建築防止週間実施要領 | |
| 実施計画の有・無 | | 有り | |
| 検査の担当課所別状況 | | 秋田地域振興局建設部 | 仙北地域振興局建設部 |
| 執行体制 | 実施人員 | 2人（市職員1人同行） | 1人（市職員1人、建築士会員2人同行） |
| | 研修等 | なし | なし |
| 執行内容 | 実施件数 | 33件 | 49件 |
| | 実施率 | 随時の検査のため、実施率は求めている。 | |
| | 結果通知 | 検査実施当日に通知している。 | 指摘事項がないため、通知していない。 |
| 検査結果に対する措置等の確認状況 | | 指摘事項は5件で、すべて措置を確認している。 | 指摘事項なし |
| その他 | | <p>① 昭和57年4月1日施行の違反建築物等の取扱要領は、法改正や組織改編等に伴う整備をしていないため、実情に即さないものとなっている。 (建設交通部建築住宅課)</p> <p>② 違反建築防止週間において、各地域振興局建設部が管内の建築パトロールを行っている。そのうちの1日を一齐公開パトロール日に指定し、建築基準法の目的・内容について広く県民の理解と認識を深め、違反建築の防止等を図ることを目的に関係市町村職員に同行を依頼し、合同で行っている。</p> | |
| (3) 意見 | | | |
| <p>実施要綱等の整備について、昭和57年4月1日施行の違反建築物等の取扱要領が実情に即していないので、要領の改正等について検討する必要がある。 (建設交通部建築住宅課)</p> | | | |

15 学校法人等に関する検査指導

| (1) 県が実施する検査指導の対象 | | |
|---|---|---|
| 対象業務の概要 | 私立の高等学校、中学校、幼稚園の設置・運営 | |
| 団体・施設等の種別 | 私立学校運営費補助金を受ける学校法人等 | |
| 根拠法令等 | 私立学校振興助成法第12条 | |
| 対象件数 | 59件 内訳 高等学校を有する学校法人 5件 その他の学校法人等 54件 | |
| 検査指導の目的 | 高等学校、中学校、幼稚園の設置者で私立学校運営費補助金の交付を受ける学校法人等の健全な管理運営及び適正な会計処理の推進を図る。 | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | |
| 法令等で定める実施頻度 | 法令等に実施頻度の規定は明記されていないが、実地検査指導3年1回（高等学校を有する学校法人は年1回）その他については書面検査指導を行っている。 | |
| 検査指導の担当課所 | 教育庁総務課 | |
| (2) 行政監査の結果 | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 教育庁総務課学校法人等検査指導実施要綱 | |
| 実施計画の有・無 | 有り | |
| 執行体制 | 実施人員 | 2～3人 |
| | 研修等 | 事前に情報の共有、問題点の打合せ |
| 執行内容 | 実施件数 | ① 実地検査指導 18件 内訳 高等学校を有する学校法人 5件 その他の学校法人等 13件 ② 書面検査指導 41件 内訳 その他の学校法人等 41件 |
| | 実施率 | 高等学校を有する学校法人 100.0% その他の学校法人等 100.0% |
| | 結果通知 | 全ての検査指導を終了後、指摘事項の内容や指摘区分についての調整等を図ってから通知することにしており、検査指導終了後3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 |
| 検査指導結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は84件で、すべて措置報告を受理している。措置状況の確認は、次回の検査指導時に行っているが、措置されないまま、再び指摘事項となっているものがある。 | |
| その他 | | |
| (3) 意見 | | |
| ① 検査指導実施後の指導について、指摘事項が措置されないまま、再び指摘事項となっているものがあるため、指導の在り方について検討する必要がある。 | | |
| ② 検査指導結果の通知時期について、検査指導終了後3ヶ月以上経過しているものがあるため、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討する必要がある。 | | |

16 児童福祉に関する指導監査

| | | | |
|---|---|--|--------|
| (1) 県が実施する指導監査の対象 | | | |
| 対象業務の概要 | 親の就労等で保育に欠ける乳幼児の保育 | | |
| 団体・施設等の種別 | 保育所 | | |
| 根拠法令等 | 児童福祉法第46条第1項 | | |
| 対象件数 | 142件 | | |
| 指導監査の目的 | 児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保に資する。 | | |
| 定期・随時の別 | 定期的に実施 | | |
| 法令等で定める実施頻度 | 実施方針により、年1回以上 | | |
| 指導監査の担当課所 | (教育庁幼保推進課・教育庁北教育事務所・教育庁南教育事務所)で指導監査を行っている。 教育庁幼保推進課 教育庁南教育事務所 | | |
| (2) 行政監査の結果 | | | |
| 実施要綱等の整備状況 | 秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱 | | |
| 実施計画の有・無 | 有り | | |
| 指導監査の担当課所別状況 | 教育庁幼保推進課 | 教育庁南教育事務所 | |
| 執行体制 | 実施人員 | 3～4人 | 2人 |
| | 研修等 | 指導監査担当者研修会を実施 | |
| 執行内容 | 対象件数 | 56件 | 35件 |
| | 実施件数 | 56件 | 35件 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% |
| | 結果通知 | 全ての指導監査を終了後、指摘事項の内容や指摘区分についての調整等を図ってから通知することにしており、指導監査終了後3ヶ月以上経過してから通知しているものがある。 | |
| 指導監査結果に対する措置等の確認状況 | 指摘事項は78件で、すべて措置を確認している。 | 指摘事項は6件で、すべて措置を確認している。 | |
| その他 | 指導監査を毎年実施しているが、指摘事項が多く、毎年同程度の指摘件数となっている。 | | |
| (3) 意見 | | | |
| <p>① 指導監査実施後の指導について、指摘事項が毎年多いので、指導監査の実施効果の検証や指導の在り方等について検討する必要がある。 (教育庁幼保推進課)</p> <p>② 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行う必要がある。 (教育庁幼保推進課、教育庁南教育事務所)</p> | | | |

第3 要望事項

行政監査の結果を踏まえ、次のとおり要望する。

1 実施要綱等の策定及び実施計画の作成について

指導監査の基本となる、実施要綱等を策定していないものが37.1%、実施計画を作成していないものが49.5%となっている。

指導監査を的確に執行する観点から、その範囲や実施頻度、指摘基準、措置状況の確認方法等を定めた実施要綱等や、毎年度の実施時期や執行体制等に関する実施計画をすみやかに整備すること。

2 指導監査の結果の公表について

指導監査の結果をホームページ等で公表していないものが85.7%となっている。

また、公表しているものでも、その内容は大部分が実施件数や指摘件数の概略のみで、具体的な内容の公表までには至っていない。

指導監査の結果に関する情報は、県民生活と密接な関係があるとともに、同様の業務を行っている者にとっても重要であることから、個人情報保護等に留意しつつ、ホームページ等で積極的に公表すること。

3 指導監査の効率性及び実効性の確保について

指導監査の対象や項目が多い中で、指導監査の担当職員の縮減などにより、法令・要綱等で定める実施頻度を満たしていないものがあるので、実施内容や方法等を検討し、指導監査の効率化を図ること。

また、指導監査における指摘事項に、毎回、同じような内容のものが多く、実施後の指導の在り方等を検討し、指導監査の実効性を高めること。

第4 課所別改善事項・検討事項一覧

| 課所名 | 対象業務 | 改善事項・検討事項 |
|--------------|--|--|
| 健康福祉部福祉政策課 | 社会福祉法人 | 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。 |
| | | 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。 |
| | | 指導監査を担当する人員について、法人運営についての指導監査を1人で行っているが、指導監査は複数で行うことが望ましいことから、指導監査の執行体制について検討すること。 |
| | 介護保険 | 指導監査の実施頻度について、要綱等で定める実施周期を満たしていないので、要綱等に基づいた頻度とすること。 |
| | | 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。 |
| | | 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。 |
| 障害福祉 | 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。 | |
| | 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。 | |
| 健康福祉部長寿社会課 | 老人福祉 | 指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。 |
| | | 指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後6ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。 |
| 秋田地域振興局福祉環境部 | 廃棄物処理 | 実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、進行管理の方法について検討すること。 |
| | | 検査結果の通知時期について、検査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要領には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。 |

| 課所名 | 対象業務 | 改善事項・検討事項 |
|-----------------|---------|--|
| 仙北地域振興局福祉環境部 | 廃棄物処理 | 検査結果の通知時期について、検査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要領には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。 |
| 山本地域振興局福祉環境部 | 小規模水道事業 | 措置の確認状況について、措置報告がないまま、次回の検査時に確認することになっているものがあるので、確認方法について検討すること。 |
| 農林水産部農林政策課団体指導室 | 農業協同組合 | 検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は43.8%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させること。 検査結果の通知時期について、検査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。 |
| | 森林組合 | 検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は41.7%となっているので、検査の効率化を検討し、実施率を向上させること。 |
| | 漁業協同組合 | 検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は53.3%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させること。 |
| 産業経済労働部計量検定所 | 商品量目販売 | 検査の実施頻度について、要領で定める3年に1回を超えない周期を満たしていないので、要領に基づいた頻度とすること。 |
| 建設交通部建築住宅課 | 建築事業 | 実施要綱等の整備について、昭和57年4月1日施行の違反建築物等の取扱要領が実情に即していないので、要領の改正等について検討すること。 |
| 教育庁総務課 | 学校法人等 | 検査指導実施後の指導について、指摘事項が措置されないまま、再び指摘事項となっているものがあるので、指導の在り方について検討すること。 |
| | | 検査指導結果の通知時期について、検査指導終了後3ヶ月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。 |

| 課所名 | 対象業務 | 改善事項・検討事項 |
|-----------|---------|--|
| 教育庁幼保推進課 | 児 童 福 祉 | <p>指導監査実施後の指導について、指摘事項が毎年多いので、指導監査の実施効果の検証や指導の在り方について検討すること。</p> <p>指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。</p> |
| 教育庁南教育事務所 | 児 童 福 祉 | <p>指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3ヶ月以上経過しているものがあるが、要綱では1ヶ月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。</p> |

| | | |
|------|-----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月 3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |